

特記仕様書

I 業務概要

- 1 業務名 明徳館ビル昇降設備保守点検業務委託
- 2 業務場所 秋田市中通二丁目1番51号 明徳館ビル
- 3 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日
- 4 業務仕様 本仕様書に記載されていない事項については「建築保全業務共通仕様書平成30年度版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」（以下「共通仕様書」という）による。

II 業務範囲

1 業務対象設備仕様

(1) 1・2号機

- ・製造者 三菱電機（株）製
- ・製造年 平成17年設置
- ・用途 乗用
- ・停止回数 7 階
- ・積載量 1, 000kg
- ・速度 60m/分
- ・マイコン式エレベーター群管理方式（1・2号機のみ）

(2) 3号機

- ・製造者 三菱電機（株）製
- ・製造年 平成17年設置
- ・用途 人荷
- ・停止回数 7 階
- ・積載量 1, 750kg
- ・速度 60m/分

(3) 付加装置（1～3号機共通）

- | | |
|----------------|-------------|
| ・車いす仕様 | 有 |
| ・地震時管制運転装置 普通級 | 有 |
| ・火災時管制運転装置 | 有 |
| ・自家発管制運転装置 | 有 |
| ・停電時自動着床装置 | 有 |
| ・オートアナウンス装置 | 有 |
| ・自動通報システム | 有 |
| ・カゴ内カメラ、レコーダー | 受託者が設置を行うこと |

(4) エスカレーター

- ・製造者 三菱電機(株)製
- ・製造年 平成17年設置
- ・階高 5.0m
- ・速度 30m/分
- ・自動運転停止装置 有
- ・速度切替 無

- 2 契約方式 POG契約とする。
- 3 遠隔監視 エレベーターの運行状況をモニタリング装置により24時間365日遠隔監視し、予防保守に努めること。
遠隔監視通報メッセージは次の種類とする。
閉じ込め故障、起動不能、扉開閉不良、安全装置作動、電源異常、基準設定値頻度異常、その他警報(アラーム)、その他注意(アラート)
- 4 点検回数 1・2・3号機及び付加装置については、年12回点検を行うものとする。
エスカレーターについては、年6回点検を行うものとする。
不定期の故障についても、速やかに対応すること。
- 5 点検内容 共通仕様書による

III 提出図書

- | | |
|---------------------|-----------|
| 1 委託業務着手届 | 契約後速やかに |
| 2 業務計画書(有資格者証等写を含む) | 契約後速やかに |
| 3 作業届 | 作業実施3日前まで |
| 4 点検報告書 | 作業実施後速やかに |
- (III 4における点検の報告は添付する写真はカラーとし、測定箇所又は指摘箇所全体、計測状況が分かるように撮影すること。)

IV その他

【消耗品・修理品】

- 1 消耗品以外の部品については委託者が負担する。ただし、保守上の不備等、受託者の責任に帰する故障については、受託者の責任においてこれを負担するものとする。
- 2 本委託業務以外の修理については、別途契約するものとする。
- 3 消耗品・修理品は製造者指定品を使用し、製造者仕様以外の改造は行わないこと。

【点検技術者】

- 1 本委託にかかる点検作業は、建築基準法施行規則第4条の20第2項に定める有資格者で行うこと。

【協議】

- 1 この仕様書に定めのない事項、又は仕様に疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。

【事故等の措置】

- 1 故障等の緊急事態に備え適切な処置が行えるような体制を確保すること。閉じこめ事故や故障等で連絡を受けた時、又は遠隔監視システムにより異常を受信した場合は、速やかに到着し当該対策作業にとりかかること。
- 2 エレベーター保守管理会社はここからの信号を情報センター等で受信可能なこと。遠隔監視システムに要する回線の確保、費用等は受託者の負担で実施すること。異常を受信した場合は、最短で出動できる技術者に指令し、復旧活動を迅速に行うこと。
- 3 情報センター等では、かご内のインターホンを直接通話できる装置を具備していること。